

厚生労働省発政統 0902 第 3 号 令 和 6 年 9 月 2 日

社会保障審議会 会長 遠藤久夫 殿



諮 問 書

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第 11 回改 訂分類 (ICD-11) を統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 項に規定する 統計基準の「疾病、傷害及び死因の統計分類」へ適用することについて、厚生 労働省設置法 (平成 11 年法律第 97 号) 第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

社会保障審議会統計分科会 分科会長 野口 晴子 殿

社会保障審議会 会長 遠藤 久夫

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第 11 回改訂分類 (ICD-11) の 「疾病、傷害及び死因の統計分類」への適用に関する厚生労働大臣からの 諮問について

令和6年9月2日付け厚生労働省発政統0902第3号をもって、社会保障審議会に諮問のあった標記について、社会保障審議会運営規則第3条に基づき、社会保障審議会統計分科会へ付議します。

社会保障審議会統計分科会 疾病、傷害及び死因分類部会 部会長 殿

社会保障審議会統計分科会 分科会長 野口 晴子

「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第 11 回改訂分類 (ICD-11) の「疾病、傷害及び死因の統計分類」への適用に関する厚生労働大臣からの諮問について

令和6年9月2日付け厚生労働省発政統0902第3号をもって、社会保障審議会に諮問され、社会保障審議会統計分科会へ付議された標記について、社会保障審議会運営規則第7条第2項に基づき、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会へ付議します。